

## 訪問看護ステーション萩 運営規程 (指定介護予防訪問看護)

### (事業の目的)

第1条 医療法人秀慈会が開設する指定介護予防訪問看護事業所訪問看護ステーション萩（以下「事業所」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営管理を図るとともに、指定介護予防老人訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営並びに利用者等に対する適切な指定介護予防老人訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

### (運営の方針)

#### 第2条

- (1) ステーションは、訪問看護を提供することにより、家庭における療養生活を支援し、その心身機能の維持回復を目指し、生活状況の向上に努めるものとする。
- (2) ステーションは、事業の運営にあたって、静岡市の高齢者サービス調整チーム、在宅介護支援センター等を活用し、市及び他の保健、医療または福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

### (事業の運営)

#### 第3条

- (1) ステーションは、この事業の運営を行い、主治医の（老人）訪問看護指示書（以下「指示書」という）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
- (2) ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士又は作業療法士（以下「看護師」という）によってのみ訪問看護を行うものとし、第3者への委託によって行ってはならない。

### (事業所の名称等)

#### 第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーション萩
- (2) 所在地 静岡市駿河区国吉田6丁目6-6

### (職員の職種、員数及び職務内容)

#### 第5条 ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおり

とする。

(1) 管理者 1人

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。

(2) 訪問看護師 2.5人以上

訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。

(3) リハビリテーション職員 1人以上

訪問看護師(准看護師を除く)と理学療法士(又は作業療法士、言語聴覚士)が利用者等の情報を共有し、訪問看護計画書および報告書を作成。訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日は通常月曜日から金曜日までとする。但し国民の休日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(提供方法)

第7条

- (1) 利用者は主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。
- (2) 利用者又は家族からステーションに直接電話があった場合は、主治医に指示書の交付を求めるように指導する。
- (3) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから静岡市医師会に、あるいは静岡市高齢者サービス調整チームに調整等を求め対応する。

(指定訪問看護の内容)

第8条 ステーションの訪問看護の内容は次の通りにする。

- (1) 症状、障害の観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活援助
- (3) 褥瘡の予防、処置
- (4) リハビリテーション
- (5) ターミナルケア、認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の指導
- (7) カテーテル交換、管理
- (8) その他医師の指示による診察の補助

(利用料金及び利用回数)

第9条 指定介護予防訪問看護の内容は1回の訪問につき30分から1時間30分程度を標準とする。指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額とする。費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。利用回数は、1週7回を上限とする。

(利用料その他の費用の額)

第10条

- (1) ステーションは基本利用料として老人保健法第46条の5の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める額及び健康保険法第44条の4第4項（この規定を準用した場合は例による場合を含む）に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から訪問看護療養費、または家族訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払いを、利用者から受け取るものとする。
- (2) ステーションは基本料金のほかその他の利用料として死後の処置料を、利用者から受け取るものとする。
- (3) ステーションは訪問看護の提供の開始に際し、予め利用者又はその家族に対し、基本料金並びにその他の利用料の内容及び金額について説明を行い、その理解を得なければならない。
- (4) ステーションは利用者から利用料の支払いを受けたときは、基本利用料とその他の利用料について、個別の費用ごとに区別して記載した領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第11条

静岡市内（西又、小布杉、三ツ野、井川、梅ヶ島、大河内、玉川、大川、清沢の地域を除く）

(緊急時等における対応方法)

第12条 看護師等は、訪問看護実施中に利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医への連絡が困難な時は緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は速やかに管理者及び主治医へ報告しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 ステーションは、社会的使命を十分に認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

- (1) 職員は業務上知りえた秘密を保持する。
- (2) ステーションは訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護完結の日から3年間保管しなければならない。
- (3) この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団秀慈会が定めるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第14条

1 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選任
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、居宅介護支援事業の提供にあたり、当該事業所従業者または、擁護者（利用者の家族等、現に利用者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合はすみやかに、これを保険者に通報するものとする。

(身体拘束等の適正化に関する事項)

第15条

1 事業所は、利用者またはほかの利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束を行ってはならないこととする。

2 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととする。

附 則

この規程は、平成12年 3月 27日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 8月 15日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年 1月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。